

○東京藝術大学大学院美術研究科博士審査展運営委員会内規

〔平成23年2月18日〕  
制 定

改正 平成25年4月18日 平成25年10月24日  
平成27年3月26日 令和4年7月14日

(設置)

第1条 本学大学院美術研究科委員会に、美術研究科博士審査展運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 博士審査展の計画及び運営に関すること。
- (2) その他博士審査展に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科委員会構成員で、日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、先端芸術表現、文化財保存学、美術教育、グローバルアートプラクティス及び大学美術館の区分から選出された者 各1人
- (2) 大学院美術研究科博士リサーチセンター主任

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前条の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 前項の委員長及び副委員長は、第3条第1号に規定する委員の中から選考し、選考方法については、別に定める。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会に、専門の事項を審議するために、部会を設けることができる。

(内規の改正)

第8条 この内規の改正は、研究科委員会の審議を経て行う。

(事務)

第9条 委員会の事務は、美術学部教務係で処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成23年2月18日から施行する。
- 2 この内規施行の際、現に委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成25年4月18日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年7月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。